

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年9月19日(金) 午前10時00分

場 所 津市芸濃庁舎 2階 中会議室3・4

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・6 赤塚 薫
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・20 前川 正次
以上16名

欠席委員 5 青木 正司

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 大西主幹・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 10 奥山 勘五郎・48 前川 正次

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・地上権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は1名で、出席委員は16名です。 それでは、私から議事録署名者を指名させていただきます。 10番 奥山委員、48番 前川委員、よろしく申し上げます。 それでは、まず始めに、会長の専決等の報告に第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から8で、合計で件数は8件、全て田で、面積は24,457㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 2ページから4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から5で、4ページになりますが、合計で件数は5件、面積は20,125㎡で、その内訳は、田が15,448㎡、畑が4,677㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせんの希望はありません。 5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、通路用地、番号2、一般個人住宅用地及び共同住宅用地、以上、件数は2件で、面積は、畑で1,049㎡でございます。 6ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1は、車庫用地、番号2は、進入路用地、番号3と4は、駐車場用地、番号5と6は、コンビニエンスストア用地、番号7は、車庫用地、番号8は、一般個人住宅用地、以上、件数は8件で、合計面積は964.07㎡、この内訳は田が719.07㎡ 畑が245㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借）でございます。 番号1及び2で、いずれもコンビニエンスストア用地の2件で、面積は畑で422㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。 番号1、権利者 _____、取得年月日 昭和45年7月31日の1件で、</p>

面積は、2筆で102㎡、このうち田が26㎡、畑が76㎡でございます。申請地は、権利者が自分の所有する土地として昭和45年から自宅の敷地として
いることから、取得時効が完成していると判断されるものであります。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局から報告あったとおりでございます。それでは、皆さんよろしく
お願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受け人 _____、面積47,416㎡、渡し
人 _____、面積6,413㎡、申請地 神戸乙木 _____、台帳地目
田、現況地目 畑、面積608㎡です。これにつきましては、受人は、渡人に
要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 安東、受け人 _____、面積6,031㎡、渡し
人 _____、面積5,731㎡、申請地 渋見町黒田 _____、台帳地目
田、現況地目 畑、面積816㎡。これにつきましては、共有名義の持分移転
です。

番号3、地区 安東、受け人 _____、面積5,731㎡、渡し
人 _____、面積6,031㎡、申請地 渋見町黒田 _____、台帳地目
田、現況地目 畑、面積616㎡。これにつきましても番号2と同様、共有名
義の持分移転です。

番号4、地区 辰水、受け人 _____、面積10,016㎡、渡し
人 _____、面積514㎡、申請地 美里町穴倉大垣内 _____、台帳地
目・現況地目とも畑、面積277㎡。これにつきましては、受人は、高齢化に
よる労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 村主、受け人 _____、面積170,395㎡、渡し
人 _____、面積1,092㎡、申請地 安濃町連部的場 _____、台帳地
目・現況地目とも畑、面積53㎡ 外3筆で、合計面積762㎡。これにつき
ましても、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、
営農を拡大するものです。

以上件数は5件で、合計面積は3,079㎡、その内訳は田が2,040
㎡、畑が1,039㎡でございます。いずれの案件も、農業を真面目に行い、
農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号に
は該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元の委員さんのご意見を伺います。
それでは1番、神戸。

池田委員 1番 池田です。この地番については、何も問題ありません。

議 長	2番、3番、安東。
太田委員	2番 太田です。説明のとおり、持ち分の移転ということです。問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	4番、辰水。
中川委員	20番 中川です。事務局の説明のとおりで、何ら問題がありませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	5番、村主。
平井委員	23番 平井です。何ら問題がありませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい。地元の委員さんからは異議がないとご意見がございましたが、皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたしました。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 安東、借り人 _____、面積5,731㎡、貸し人 _____、面積2,165㎡、申請地 渋見町大坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,048㎡です。これにつきましては、借り人は、高齢化による労力不足の貸し人と3年間の賃貸借契約をし、営農を拡大するものです。 件数はこの1件で、この案件につきまして、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。 1番、安東。
太田委員	2番 太田です。事務局の説明のとおりでございます。高齢化による労力不足ということで、問題ございません。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 雲出、申請者 _____、申請地 雲出本郷町磯古_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積307㎡のうち持ち分2分の1にあたる 153.5㎡です。これにつきましては、後ほどご審議をいただきます娘婿からの転用申請と同一の土地で、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 辰水、申請者 亡き_____ 相続人 _____、申請地 美里町穴倉六ヶ谷_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積512㎡。これにつきましては、昭和34年ごろ植林し、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町南神山井坪_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積94㎡ 外1筆で、合計面積125㎡。これにつきましては、申請地を駐車場及び用悪水路用地とするものですが、昨年12月には転用され、始末者が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は3件、合計面積は、田で790.5㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。</p> <p>1番、雲出。</p>
大田委員	<p>9番 大田です。9月9日に現地視察を委員5人と、事務局2人で見にいきました。今の事務局の説明とおりの問題は無いと判断いたしましたので、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>2番、辰水。</p>
中川委員	<p>20番 中川です。現地は、周囲は全て山林になっておりまして、何ら問題ございませんのでよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>3番、村主。</p>
平井委員	<p>23番 平井です。事務局の説明どおり、昨年12月にコンクリート舗装さ</p>

れておりまして、始末書の提出もありますので、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、受人 学校法人_____ 理事長 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 大里窪田町深ケ_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積220㎡ 外2筆で、合計面積556㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町北山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積771㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する亀山市の土地と一体利用して、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は331.5㎡で、転用面積の42.9%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、受人 有限会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所相堂_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 383㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、作業所及び駐車場用地とするものですが、昭和55～6年ごろ、この目的で転用されており、所有者から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町中川西釜糠_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積74㎡ 外2筆で、合計面積 415㎡。

これにつきましては、受人は、獣害のため農地としての維持管理が困難である渡人から申請地を譲り受け、植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多見泥_____、台帳地目 畑、現況地目の一部は宅地、面積350㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするもの

です。

なお、申請地の一部には、渡人により建物が建てられており、始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は、2, 475㎡、この内訳は、田が1, 327㎡、畑が1, 148㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
1番、私でございます。
これは、学校法人_____の、今グラウンドがある道路を挟んだ西側でございます。そこは、この6月に認可をしていただきまして、買収をしてテニスコートを着工するということでございます。
この件は、その近くに、_____から線路に沿うて農道があるわけでございます。そこを3名が所有して、_____のほうへ、_____への取り付け道路です。通学道路として、何ら問題なかろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、2番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。この前12日の日に、会長始め事務局の方に現地確認していただきまして、これは、亀山市と津市の境の田でございます。一部高野尾地区の土地がありまして、そこを太陽光発電にするということです。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3番、辰水。

中川委員 20番 中川です。事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 4番、草生。

平井委員 23番 平井です。事務局の説明どおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 5番、安濃。

中林委員 22番 中林。これも、ただいまの事務局の説明とおりでございますので、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定い

たします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

12ページから15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。

番号1、地区 高宮、借り人 _____株式会社 代表取締役 _____外1社、貸し人 _____ 外9名、申請地 美里町三郷上ヶ廣____、台帳地目・現況地目とも畑、面積142㎡ 外13筆で、合計面積6,363㎡です。これにつきましては、借り人は、貸し人と22年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は3,106㎡で、転用面積の48.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高宮、借り人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸し人_____ 外12名、申請地 美里町三郷上ヶ廣____、台帳地目・現況地目とも畑、面積181㎡ 外19筆で、14ページになりますが、合計面積8,304㎡です。これにつきましては、番号1に隣接しておりまして、同様に22年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は3,817㎡で、転用面積の46.0%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は畑で14,667㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、2番、高宮。

中川委員

20番 中川です。事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、第5号議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区 櫛形、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 殿村折口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積290㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と35年間の使用貸借契約をし、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 雲出本郷町磯古 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積307㎡のうち持ち分2分の1に当たる153.5㎡です。

これにつきましては、議案第3号の番号1でご審議いただきました4条許可申請と同じ土地であります。娘婿であります借り人は、貸し人と期限を定めず使用貸借契約をし、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、借り人 _____ 外1名、貸し人 _____、申請地 大里睦合町大久保 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 美里町家所岩欠 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積500㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と40年間の使用貸借契約をし、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町内多起シ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積166㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は1,608.5㎡、この内訳は、田が653.5㎡、畑が955㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。それでは地元委員のご意見を伺います。
1番、櫛形。

森委員 3番 森です。申請地は集落の一角にありまして、特に問題はありませんのでよろしく申し上げます。

議長 2番、雲出。

大田委員 9番 大田です。第3号議案で審議していただきました。何ら問題ございませんのでよろしく申し上げます。

議長 3番、私でございます。ただいま事務局の説明があつたとおりでございます。

す。何ら問題なかろうと思います。よろしくお願いいたします。

4番、辰水。

中川委員 20番 中川です。事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 5番、安濃。

中林委員 22番 中林。これも、事務局の説明のとおり問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第7号 非農地証明願いについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17ページ、18ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願いについてでございます。

番号1、地区 栗真、願出者 _____、申請地 栗真町屋町西浜 _____、
台帳地目 田、現況地目 池沼、面積26㎡ 外17筆で、合計面積
11,080.68㎡です。

これにつきましては、昭和50年9月10日、国土地理院撮影の航空写真により、このときには既に、申請地は池になっていることが確認できます。これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定で、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しており、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 雲出、願出者 _____、申請地 雲出伊倉津町中津
_____, 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積76㎡ 外1筆で、合計面積
102㎡。これにつきましては、平成4年10月22日、国土地理院撮影の航空写真により、このときには既に、申請地は建物が建っていることが確認できます。これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定で、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しており、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数は2件、合計面積は11,182.68㎡、この内訳は、田が
11,106.68㎡、畑が76㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは地元委員のご意見を伺います。

1番、栗真。

事務局	地元の江藤委員さんは、12日に会長立ち会いのもと現地確認もしまして、問題ないということ聞いております。
議長	これは、後の使用目的は。
事務局	特に聞いていません。
議長	地元委員さん了解しているけど広大な土地だけれども。
守山会長	<p>ここは、_____さんと他、地権者が2件あると。これで、その当時、町屋・白塚が多かった。自然と、そういうような養鰻場になったということです。</p> <p>それで、この方は、分家であって、本家は_____にあるんやてな。そんなことで、今後どう使うかというところまででは聞かなかった。</p> <p>今の江藤委員がよろしいと言われてたということで。</p>
議長	わかりました。それでは、2番、雲出。
大田委員	9番 大田です。9日に現地確認を地元委員5名と、事務局2名で行いました。これは、この土地が自分の土地ではないということが分かり、売主も、自分の土地が分からない。そういうような経過がありまして、私も相談に乗りながら、円満解決しました。このようなことをごさいますして、非農地証明をよろしくお願ひしたいということでございます。
議長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。</p> <p>表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄で説明いたします。</p> <p>津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,663㎡、畑の使用貸借で672㎡、契約件数は4件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借で5,569㎡、契約件数は1件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借で35,110㎡、畑の賃貸借で1,949㎡、契約件数は7件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、集積はございませんでした。</p>

美里地区につきましては、田の賃貸借で1,776㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて48,118㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2,621㎡、合計契約件数は13件、合計面積は50,739㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区1件、安濃地区5件、合計で6件、合計面積37,113㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、皆さんのご意見をお伺いいたします。いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、お諮りさせていただきます。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

それでは、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。以上で、第9回第1部農地部会を終了いたします。

午前11時00分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年9月19日

議長

出席委員

出席委員